

別紙 6

広域流通拠点の整備の事業細目及び具体的な手続等について

本要領第 2 の 8 の畜産局長が別に定める事業の細目及び具体的な手続等は、次のとおりとする。

第 1 定義

本要領における用語については、次に定めるところによる。

1 販売向けの国産飼料を加工する者（以下「国産飼料加工業者」という。）

次の（１）から（10）までのいずれかに該当する者であって、国産飼料の販売拡大、流通の効率化に必要な飼料の成形（再成形を含む。以下同じ。）、加工又は保管を行う者とする。

- （１）農業協同組合又は農業協同組合連合会
- （２）公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
- （３）農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）
- （４）農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）
- （５）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの
- （６）株式会社又は持分会社であって、農業（畜産を含む。）又は販売する飼料の成形・加工若しくは保管等の農業関連事業を営むもの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次の①又は②に該当するものは除く。
 - ① 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が 300 人を超えるもの
 - ② 総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の 2 分の 1 以上が①に掲げるもの（（２）又は（４）に該当するものを除く。）所有に属しているもの
- （７）一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- （８）事業協同組合又は事業協同組合連合会（ただし、定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。）
- （９）農業者が直接の構成員となっている集団にあつては、農業者 3 戸以上からなる集団であつて、次の事項を内容とする規約を有するとともに、国産飼料の生産・販売

体制の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

- ① 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
- ② 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ③ 集団の会計処理に関する事項

(10) 公共牧場

草地や施設等を共同利用する牧場であって、地方公共団体、農業協同組合、牧野組合等が管理規程を定めて管理運営するものをいう。

2 畜産農家組織 畜産農家が直接の構成員となっている法人又は集団であって、次のいずれかの要件を満たしている組織であること。

(1) 法人にあつては、次の①から③までのいずれかの組織であること。

- ① 農事組合法人
- ② 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- ③ 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を営むもの（新たに取り組む場合も含む。）。ただし、次のア又はイに該当するものは除く。
 - ア 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員数が300人を超えるもの
 - イ 総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（②に該当するものを除く。）の所有に属しているもの

(2) 集団にあつては、畜産農家3戸以上からなる集団であつて、次の事項を内容とする規約を有するとともに、国産飼料の生産・利用等畜産経営の確立のために必要な作業の共同化を図り、これら共同化事項につき経理を一元化していること。

- ① 集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
- ② 集団の運営及び構成員の役割に関する事項
- ③ 集団の会計処理に関する事項

第2 事業の内容

第3に定める事業実施主体が、国産飼料の販売拡大を図るために必要な別添1に定める国産飼料の広域流通拠点の整備を行う取組

第3 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、交付等要綱別表1の8の事業実施主体欄に掲げるとおりとする。

第4 事業の要件

1 事業の要件

- (1) 対象となる施設は、原則として国産飼料の販売拡大に必要な施設とするが、国産飼料と輸入飼料を混合した飼料の販売を拡大する場合は当該飼料の販売拡大に必要な施設とする。ただし、この場合であっても国産飼料の保管等に必要な規模を補助対象とする。
- (2) 粗飼料を主体とする施設にあっては当該施設での国産飼料の年間の取扱量が15トン以上、濃厚飼料を主体とする施設は国産飼料の年間の取扱量が5トン以上の施設とする。
- (3) 本事業に取り組む者が、自己資金又は他の補助により事業を現に実施し、又は既に終了している場合には、補助の対象外とする。
- (4) 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- (5) 本事業により整備する施設等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。
- (6) 既存施設の代替として同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- (7) 施設の附帯設備のみの整備は、補助の対象外とする。
- (8) 本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設等の補修及び再取得が可能となるよう国の共済制度又は民間の建物共済、損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- (9) 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- (10) 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- (11) 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は補助の対象外とするものとする。
- (12) 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- (13) 施設を整備する場合は、別添2を参考に投資効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償う事が見込まれることとする。
- (14) 本事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱い

について」(令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知)を準用するものとする。

(15) 本事業は、農業用機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知)の基準を適用しないものとする。

(16) 本事業により導入した機械等の取得財産等については、交付等要綱第23及び第25第3項の定めのとおり取り扱うものとする。

(17) 次に掲げる施設にあつては、補助対象上限事業費(以下「上限事業費」という。)を超える部分について、補助の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、上限事業費を超えて施工する必要があると地方農政局長が特に認めた場合にあっては、補助対象特認事業費(以下「特認事業費」という。)を補助対象とすることができるものとする。

整備施設	上限事業費	特認事業費
飼料原料保管施設等 (附帯設備を除く)	69 千円/m ²	89 千円/m ²
飼料調製施設 (附帯設備を除く)	61 千円/m ²	79 千円/m ²

2 事業の成果目標及び目標年度

(1) 成果目標は、事業開始年度から起算し3年目を目標年度とするものとする。

(2) 事業実施主体は国産飼料の販売量について、事業実施の前年度に比べ5%以上拡大する目標を設定するものとする。ただし、事業実施主体が国産飼料の供給を受ける国産飼料加工業者や畜産農家組織である場合は、販売量を購入量と読み替えるものとする。

3 その他交付に関する事項

(1) 事業実施主体は、「畜産における「みどりのチェックシート」及び解説書について」(令和4年10月31日付け4畜産第1660号農林水産省畜産局企画課長通知)で定めたチェックシートの取組内容について、自らがその生産活動の点検を行っていることを要するものとする。

(2) 事業実施主体は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)第4条及び第5条による都道府県知事からの文書による指導及び助言並びに勧告を受けていないこと。それを受けている場合は、前年度までに改善措置を行っていること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)若しくは悪臭防止法(昭和46年法律第91号)又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること。

- (3) 事業実施主体は本事業の実施に関し協力すること。
- (4) 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第5 事業実施の手続

- 1 事業実施主体の募集及び採択は、畜産局長が別に定める公募要領により行うものとする。
- 2 広域流通拠点の整備の手続き

本事業に参加しようとする事業実施主体は、広域流通拠点の整備実施計画（別紙6様式第1号）を作成し、都道府県と協議した上で、その内容について地方農政局長と調整の上、交付等要綱第7に定める交付申請書に添付するものとする。なお、事業実施計画に変更が生じた場合にあっては同様に扱うものとする。

第6 助成の象及び補助率

助成の対象及び補助率は別添1のとおりとする。

第7 事業達成状況の報告及び事業の評価等

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの毎年度の事業達成状況について、本要領別記様式第2号の事業達成状況報告書に別紙6様式第2号を添付の上、翌年度の7月末日までに地方農政局長に提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、目標年度における成果目標の達成状況について、自ら評価し、本要領別記様式第3号の事業評価報告書に別紙6様式第3号を添付の上、目標年度の翌年度の8月末日までに地方農政局長に提出するものとする。
- 3 地方農政局長は事業評価報告書の内容を点検し、成果目標が達成されていないと判断した場合及び事業において整備した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断した場合（施設等の1年間における最大利用率が70%未満の状況が3年間継続している場合等）は、事業実施主体に対し改善計画（別紙6様式第4号）を提出させ、目標達成に向け必要な指導を行うものとする。また、地方農政局長は、1の規定にかかわらず、必要に応じて事業実施主体に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求を求めることができるものとする。

第8 申請書類等の保存期間

本事業の補助金の交付を受けた者は、本事業の参加申込み及び補助金の交付申請の基礎となった証拠書類並びに補助金の交付に関する証拠書類又は証拠物を、補助金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第9 その他

本要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、必要に応じて農林水産省畜産局飼料課長が別に定めるものとする。

別添 1 交付対象及び補助率

取組事項	助成の対象	補助率
1 広域流通拠点整備	国産飼料の販売拡大を図るために必要な以下に定める国産飼料の流通拠点の整備を行う取組 (1) 飼料保管施設 (2) 計量施設 (3) 成形・加工施設 (4) 乾燥調製施設 (5) (1) から (4) に附帯する設備 (6) その他国産飼料の販売拡大に必要な設備・施設	1 / 2 以内

注：(5) の附帯する設備は (1) から (4) の施設と一体的に整備を行う場合に限り対象とする。

別添 2

1 事業効果総括表

区 分	算 式	数 値		備 考
総事業費	①		千円	事業計画資料より
うち、施設整備に係るもの	②		千円	事業計画資料より
うち、その他	③		千円	事業計画資料より
年総効果額 (生産増加効果)	④=(B)-(A)		千円／年	年総効果額算出表より
廃用損失額	⑤		千円	廃用損失額算出表より
総合耐用年数	⑥		年	総合耐用年数算出表より
還元率	⑦			利子率は4.0%
妥当投資額	⑧=④／⑦－⑤		千円	
投資効率	⑨=⑧／①			

※ 還元率＝ $(0.04 \times (1 + 0.04)^n) / ((1 + 0.04)^n - 1)$ n=総合耐用年数

2 年総効果額算出表

区 分		○年 (取組前)	○年 (1年目)	○年 (2年目)	○年 (3年目)	○年 (目標)
作業 面積 (ha)	生産・販売向け 飼料					
	作業受託（〇〇）					
飼料 販売	飼料販売量					
	稲わら販売量					
	販売件数(構成員)					
	販売件数(構成員外)					
収 入	飼料販売額					
	作業受託売上高					
	営業外収益					
	収 入 合 計	0	0	0	0	0
支 						

※収入及び支出の区分の欄については、国産飼料の生産・販売、作業受託等に係るものとし、取組組織の状況に応じ、適宜項目の加除を行うこと。ただし、収入には補助金を含まないものとする。

3 廃用損失額算出表

廃用損失額（既存施設残存価値）は、本事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合はマイナスの効果として計上する。

施設名	取得価格 (千円) ①	耐用年数 ②	取得年 (西暦)	使用年数 ③	使用可能年数 ④=② -③	残存率 ⑤=④ ／②	残存価値 (千円) ⑥=①× ⑤	耐用年数 の根拠
合 計							各⑥欄の 合計 0	

4 総合耐用年数算出表

総合耐用年数は、本事業で整備する施設について、下表により算出するものとする。

施設名	事業費 ①	耐用年数 ③	単年度事業費(減価額) ②=①／③	耐用年数の根拠
	④=①の合計 0	⑥総合耐用年数 =(④／⑤) 0	⑤=②の合計 0	

〇〇年度
広域流通拠点の整備実施計画

1 事業実施主体の名称：_____

2 事業の目的

3 取組内容及び事業費等

取組事業 の名称	飼料作物 の種類	施設に関連する飼料 作物の取扱量(kg)	施設整備等 (概要)	総事業費(円)			備考
					補助金(円)	その他(円)	
総計							

注1：「取組事業の名称」には、本事業の対象となる関連事業の名称を記入すること。

注2：「備考」には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び総計の欄の備考欄に合計額（「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」）を記入すること。

4 成果目標

		事業実施前 (〇〇年度)	事業実施年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)
飼料作物販売量	販売量(kg)	①	②	③	④
	販売拡大量(kg)		⑤(②－①)	⑥(③－①)	⑦(④－①)
	事業実施前からの 拡大量率(%)		⑧(⑤/①×100)	⑨(⑥/①×100)	⑩(⑦/①×100)
うち当該施設活用量	販売量(kg)				
	販売拡大量(kg)				
	事業実施前からの 拡大量率(%)				

注1:「うち当該施設活用量」は「飼料作物販売量」に準じて計算すること

注2:国産飼料の供給を受ける国産飼料加工業者や畜産農家組織である場合は、「販売」は「購入」と記載すること。

5 規模算定根拠

施設規模の算定根拠を記入すること

6 その他

- ・施設に係る図面等を添付すること
- ・別紙6様式第1号ー1 国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書を添付すること
- ・地方農政局長が求める資料を添付すること

別紙 6 様式第 1 号－ 1

国の共済制度又は民間の保険等への加入に関する誓約書

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

事業実施主体名

代表者氏名

当社は、下記の施設の利用開始時まで、国の共済制度又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。）に加入することを誓約します。

記

1 施設等の概要

- （１）補助事業名及び実施年度
- （２）助成対象者名
- （３）施設等の名称
- （４）施設等の所在地
- （５）施設等の構造及び規格、規模等
- （６）総事業費（うち国庫補助金等）

2 加入を予定している共済又は保険等の概要

- （１）共済又は保険等名（契約予定の機関または保険会社）
- （２）加入時期
- （３）共済又は保険等の期間

別紙6様式第2号（第7の1関係）

達成状況報告書（広域流通拠点の整備）

事業実施主体名：〇〇

1 国産飼料販売目標と達成状況（施設取扱分に限る）

	年	事業実施前 (〇〇年度)	事業実施年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)
目標	販売量 (kg)				
	うち販売拡大 量(kg)				
	拡大割合 (%)				
達成状況	販売量 (kg)				
	うち販売拡大 量(kg)				
	拡大割合 (%)				
施設規模 (目標)	販売量 (kg)				
達成状況 (実績)	販売量 (kg)				
利用率 (%)					

注：国産飼料の供給を受ける国産飼料加工業者や畜産農家組織である場合は、「販売」は「購入」と記載すること。

別紙6様式第3号（第7の2関係）

事業評価報告書（広域流通拠点の整備）

事業実施主体名：〇〇

1 国産飼料販売目標と達成状況（施設取扱分に限る）

	年	事業実施前 (〇〇年度)	事業実施年度 (〇〇年度)	2年目 (〇〇年度)	3年目 (〇〇年度)
目標	販売量 (kg)				
	うち販売拡大 量(kg)				
	拡大割合 (%)				
達成状況	販売量 (kg)				
	うち販売拡大 量(kg)				
	拡大割合 (%)				
施設規模 (目標)	販売量 (kg)				
達成状況 (実績)	販売量 (kg)				
利用率 (%)					

注：国産飼料の供給を受ける国産飼料加工業者や畜産農家組織である場合は、「販売」は「購入」と記載すること。

2 取組の成果

3 事業実施後の課題・改善方策等

別紙6様式第4号（第7の1の（3）関係）

年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道においては北海道農政事務所長、
沖縄県においては内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名：

代表者の役職及び氏名：

〇〇年度飼料自給率向上緊急対策事業（広域流通拠点の整備）の事業実施
に関する改善計画について

令和〇〇年度に実施した飼料自給率向上緊急対策事業（広域流通拠点の整備）について、当初事業実施計画の成果目標達成等状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので報告します。

【記入要領】

目標年度の成果目標が達成されていない場合は、下記の1、2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、下記の1、3、4、5に記入すること。

記

1 事業の取組の経過

2 事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標	目標年度（〇〇年度）における成果目標 の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
	達成率	未達成となった理由	

3 施設等の利用の実績及び改善計画

指標	過去3カ年の状況			改善計画			
	3年前 (○年)	2年前 (○年)	1年前 (○年)	改善計 画策定 (○年)	1年目 (○年)	2年目 (○年)	改善 目標 (○年)
1年間における最大利用日の利用量 (t、kg等) ①							
最大処理可能量(t、kg等) ②							
1年間における最大利用率(%) ③(=①/②×100)							

注：改善計画は、3カ年以内の計画とすること。

4 改善方策

5 改善計画を実施するための推進体制